

主な倫理課題への対応指針

1. 判断能力が欠如している患者さまへの対応

ご家族など適切な代理人から同意をいただきます。適切な代理人がいない場合や、生命にかかわる緊急事態でご家族に連絡がつかない場合は、多職種で検討したうえで、患者さまにとって最善と思われる治療を行います。必要に応じて倫理委員会で審議・対応します。

2. 判断能力のある患者さまによる検査・治療・入院の拒否、指示不履行への対応

検査・治療・入院の必要性および利益、実施しない場合の不利益についてわかりやすく十分な説明を行ったうえで、それらの医療行為を拒否される場合は、原則として患者さまの自己決定「望まない治療は受けない権利」を尊重します。

慎重に話し合いを重ねたうえで、必要に応じて倫理委員会による審議を検討します。

但し、感染症等で第3者に危機が及ぶ可能性がある場合は、治療の拒否は制限される場合があります。

3. 宗教的理由による輸血拒否に対する対応

「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」に従い対応します。

輸血以外に救命手段がない場合には輸血を行う立場をとりますので、同意いただけない場合は転院を勧告させていただきます。

4. 身体拘束への対応

患者さまの尊厳を尊重し、不必要的行動制限は行いません。

以下の3条件を満たす「緊急やむを得ない場合」においても、必要最小限にとどめ、不要となった場合は速やかに解除します。

- ① 切迫性：患者さま本人または他の患者さまの生命や身体が危険にさらされる可能性が非常に高い場合
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限以外に代替する方法がない場合
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

5. 虐待が疑われる場合への対応

小児、高齢者、障害者などへの虐待が疑われた場合は、当院の「虐待対応マニュアル」に従って対応します。

6. 終末期の意思決定への対応

終末期の医療・ケアについては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（2018年 厚生労働省）」に従い、患者さまやご家族と相談のうえ、患者さまの意思を尊重した医療を行います。可能な限り疼痛や不快な症状の緩和に努め精神的・社会的援助も含めた医療・ケアを行います。当院では専門的な知識や技術を有する緩和ケアチームの支援も提供します。

7. 心肺蘇生・延命治療への対応

患者さまの病状における心肺蘇生術の有効性について、患者さまやご家族に十分に説明したうえで、患者さま（意思表示ができない場合は家族など）の意思を尊重します。

8. 臓器提供への対応

臓器提供の意思は、臓器提供意思表示カード、健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなどで確認し尊重します。

9. 臨床研究・治験・保険適応外治療への対応

臨床研究については、ヘルシンキ宣言および「臨床に関する倫理指針（厚生労働省）」等の医療・医学研究の法令や指針を遵守し、倫理委員会において倫理的観点および科学的観点から公正に審査を行います。治験等に関しては倫理委員会で審査し臨床試験の実施に関する省令を遵守して行います。研究や治験の実施にあたっては、患者さまの権利・利益保護を徹底します。保険適応外治療については倫理委員会に審査を申請し、その決定に従います。

10. その他の倫理的問題

必要に応じて倫理委員会を開催し、患者さまにとって最善の判断となるよう多職種の視点から検討します。